

児童手当が 小学校3年生まで 拡大されます

平成16年6月14日付けで
児童手当法の改正案が国会で可決され、
児童手当制度が拡充されました。
平成16年4月1日にさかのぼって、
支給対象年齢が現在の義務教育就学前から
小学校第3学年修了前までに拡大されます。

小学校1年生 の児童の保護者の方

(対象：平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれの児童)

平成16年3月31日まで、児童手当を受給していた保護者の方は、新しく請求等の手続きは必要ありません。4月以降も引き続き支給されます。

* 支給は・・・4月・5月分の支給は、8月末頃を予定しています。

上記に該当しない方で、受給資格があると思われる場合は、認定請求書又は額改定認定請求書を提出してください。(小学校2・3年生の欄参照)

小学校2・3年生 の児童の保護者の方

(対象：平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれの児童)

● 現在、児童手当を受給されていない方

「認定請求書」を提出してください。

必要な添付書類は

国民年金以外の年金に加入している方

⇒ 健康保険被保険者証の写しなど

平成16年1月1日現在において羽幌町に住所がない方

⇒ 児童手当用所得証明書(平成16年度及び平成15年度の証明書各1部)

(* 所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。)

● 弟または妹などがいて、現在すでに就学前児童について児童手当を受給されている方

「額改定認定請求書」を提出してください。

* 今回の制度改正に伴う新規認定・額改定請求等は、法施行日から平成16年9月30日までに受付したものに限り、特例的に平成16年4月1日にさかのぼって支給されます。

* 支給は・・・

・8月第1週目までに届出 ⇒ 8月末支給予定

・8月第2週目～9月第1週目までに届出 ⇒ 10月期定例支給時に支給予定

* 9月第2週目以降に届出をされた場合、10月期定例支給までに間に合わないこともありますので、早めに提出してください。



児童手当制度とは・・・

子どもを守り育てる方に対して、子育てにかかる費用の一部を手当として支給し、生活の支援をすることを目的とした制度です。

▶ 問合せ先

町民福祉課社会福祉係 ☎ 2-1211(内線113)

Eメール: choumin@town.haboro.hokkaido.jp